

令和7年4月1日

## 食費に関する掲示

2025年4月1日から物価高騰の為

入院時の食事療養費の負担額が変わります

区分	1食あたり負担額	
	令和7年3月31日以前	令和7年4月1日以降
一般の方	490円 (1日3食1470円)	510円 (1日3食1530円)
難病患者の方（住民税非課税世帯を除く）	280円 (1日3食840円)	300円 (1日3食900円)
住民税非課税世帯の方	230円 (1日3食690円)	240円 (1日3食720円)
住民税非課税世帯の方で過去1年間の入院 日数が90日を超えている場合	180円 (1日3食540円)	190円 (1日3食570円)
住民税非課税世帯に属しかつ所得が一定基 準に満たない70才以上の高齢受給者	110円 (1日3食330円)	110円 (1日3食330円)

※流動食のみを提供する場合以外となります

※全医療機関共通の金額となります

済生会湯田温泉病院長